

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案  
新旧対照条文

目次

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第一条関係）-----1  
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第二条関係）-----2

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）

（抄）（第一条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第八条第一項の政令で定める医療）</p> <p>第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、精神通院医療とする。</p>	<p>（法第八条第一項の政令で定める医療）</p> <p>第三条 法第八条第一項の政令で定める医療は、育成医療及び精神通院医療とする。</p>

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案  
現  
行

（障害者の自立支援に関する事務）

第一百七十四条の三十二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第一節、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項、第四章、第九十三条第一号及び第二号（同項に関する部分に限る。）並びに第一百五十五条第一項及び第二項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び同法第五十二条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他の市町村に対する必要な援助、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、指定期市町村に対する必要な援助、同法第八十二条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、指定期市町村が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る質問等、同法第八十二条第一項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令及び同条第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令による制限又は停止の命令及び同法第八十五条第一項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令並びに同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行なう者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る同法第九

（障害者の自立支援に関する事務）

第一百七十四条の三十二 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する障害者の自立支援に関する事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第一節、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他の市町村に対する必要な援助、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、指定期市町村が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十二条第一項の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに指定都市が設置する同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令を除く。）とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に關

十三条第一号の規定による費用の支弁に関する事務を除く。)とする。この場合においては、第三項において特別の定めがあるものと除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2

(略)

合的に支援するための法律第十一條第一項中「自立支援給付に関する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。」)に關して」と、同条第二項中「自立支援給付対象サービス等」とあるのは、「当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第三十六條第一項(同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。)中「二とに行う」とあるのは、「二とに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八條第一項(同法第四十一條第四項において準用する場合を含む。)中「二とあるのは、「二とに行う。この場合において、指定都市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「二とあるのは、「二と届け出るとともに、これを」と、同法第七十三条第一項中「二と「公費負担医療機関」という。」)とあるのは、「二と並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療を行なう基準該当事業所若しくは基準該当施設(以下この条において「公費負担医療機関」という。)」と第七十五条において「二とあるのは、「二と自立支援医療費等」という。」)とあるの

32  
第一回

第一項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一條第一項中「自立支援給付に関する育成医療及び同条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。」に関して「と、同条第二項中「自立支援給付対象サービス等」とあるのは、「当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と「同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「ことに行う」とあるのは「ことに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、指定都市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支

は「及び自立支援医療費」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「福祉ホーム（いざれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、同条第三項及び同法第八十二条第一項中「設置者（都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」とあるのは「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同条第一項中「設置者（いざれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第二項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（指定都市の市長を除く。）」と読み替えるものとする。

#### 4 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第一百七十四条の四十九の十二 地方自治法第二百五十二条の二十二  
第一項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する

援医療費等」という。)」とあるのは「及び自立支援医療費」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費の」と、同条第三項及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び指定都市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業（都道府県が行うものを除く。次項において同じ。）」と、「福祉ホーム（いざれも都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「設置者（都道府県を除く。）」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者（都道府県を除く。）」と、同法第八十三条第二項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設（都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。）」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長（指定都市の市長を除く。）」と読み替えるものとする。

#### 4 (略)

(障害者の自立支援に関する事務)

第一百七十四条の四十九の十二 地方自治法第二百五十二条の二十二  
第一項の規定により、中核市が処理する障害者の自立支援に関する

る事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項、第四章並びに第九十三条第二号（同項に関する部分に限る。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第二項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第五十二条、第五十三条、第五十四条第一項、第二項（同法第五十九条第一項の規定による指定自立支援医療機関の指定に関する部分を除く。）及び第三項、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項及び第五項並びに第七十三条第四項並びに同令第三十二条第一項、第三十三条第一項及び第三十五条第一号の規定による自立支援医療費の支給等、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、中核市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第八十二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同法第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等、中核市が設置する同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令並びに同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整に係る同法第九十三条第二号の規定による費用の支弁に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

る事務は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二章第一節、第二節第三款及び第五款、第三節第一款及び第三款並びに第四節、第七十八条第一項並びに第四章並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務（同法第四十七条の二第一項（同法第五十一条の二十六第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第五十一条の十一及び第七十四条第二項の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第七十八条第一項の規定による意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、中核市が行う同法第七十九条第一項各号に掲げる事業に係る同法第八十一条の規定による質問等、同法第二条第一項の規定による制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設備又は運営の改善の命令等並びに中核市が設置する同法第五条第十二項に規定する障害者支援施設に係る同法第八十五条第一項の規定による質問等及び同法第八十六条第一項の規定による事業の停止又は廃止の命令に関する事務を除く。）とあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

前項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「二」とを行う」とあるのは「二」とを行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十四条第二項中「医療機関」とあるのは「医療機関（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療を除く。」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）」と、同法第七十二条第一項中「自立支援医療を除く。」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）」とあるのは「自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。）」と、同法第七十三条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行なう基準該当事業所若しくは基準該当施設（以下この条において「公費負担医療機関」という。）」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費（以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。）」とあるのは「及び自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。以下この条

前項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八条第一項中「自立支援給付を」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第二项中「自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものを除く。）」と、同法第九条第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十条第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第十一条第一項中「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第一号に規定する育成医療に係る自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）に関する自立支援医療費の支給に限る。以下この条において同じ。）」と、同法第十二条第一項中「自立支援給付対象サービス等」とあるのは「当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、同法第十二条第一項中「自立支援給付」とあるのは「自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を除く。）」と、同法第三十六条第一項（同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。）中「二」と行う」とあるのは「二」とを行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第三十八条第一項（同法第四十一条第四項において

において同じ。)」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項(第七十条第一項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは、「自立支援医療費の」と、同条第三項中「公費負担医療機関」とあるのは、「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは、「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは、「障害福祉サービス事業(都道府県が行うものを除く。次項において同じ。)」と、「福祉ホーム」とあるのは、「福祉ホーム(いすれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。)」と、同条第三項及び同法第八十一条第一項中「移動支援事業を行う者(都道府県を除く。)」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは、「福祉ホームの設置者(いすれも都道府県を除く。)」と、同法第八十二条第一項中「障害者支援事業を行う者(都道府県を除く。)」とあるのは、「移動支援事業を行う者(都道府県を除く。)」と、同条第二項中「障害者支援施設」とあるのは、「障害者支援施設(都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。)」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは、「中核市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは、「市町村長(中核市の市長を除く。)」とする。

いて準用する場合を含む。)中「行う」とあるのは「行う。この場合において、中核市の市長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第五十一条中「旨を」とあるのは、「旨を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第五十四条第一項中「申請」とあるのは、「申請(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第二号に規定する精神通院医療に係るもの)を除く。)」と、同条第二項中「医療機関」とあるのは、「医療機関(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第二号に規定する精神通院医療に係るもの)を除く。)」と、同法第六十六条第一項中「自立支援医療の実施」とあるのは、「自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第二号に規定する精神通院医療に係るもの)を除く。)」と、同法第六十七条第一項中「自立支援医療」とあるのは、「自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第二号に規定する精神通院医療を除く。)」の実施」と、同法第七十条第一項中「指定自立支援医療機関、療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当施設(以下この条において「公費負担医療機関」という。)」とあるのは、「指定自立支援医療機関」と、「並びに自立支援医療費、療養介護医療費及び基準該当施設(以下この条において「自立支援医療費等」という。)」とあるのは、「及び自立支援医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るもの)を除く。以下この条において同じ。)」と、「公費負担医療機関が第五十八条第五項(第七十条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、「自立支援医療費等の」とあるのは、「自立支援医療費の」と、同条第三項

(略)

及び第四項中「公費負担医療機関」とあるのは「指定自立支援医療機関」と、「自立支援医療費等」とあるのは「自立支援医療費」と、同法第七十九条第二項及び第四項中「及び都道府県」とあるのは「都道府県及び中核市」と、同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは「障害福祉サービス事業(都道府県が行うものを除く。次項において同じ。)」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム(いずれも都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。)」と、同条第三項及び同法第八十条第一項中「設置者」とあるのは「設置者(いずれも都道府県を除く。)」と、同法第八十二条第一項中「移動支援事業を行う者」とあるのは「移動支援事業を行う者(都道府県を除く。)」と、同条第二項中「福祉ホームの設置者」とあるのは「福祉ホームの設置者(いずれも都道府県を除く。)」と、同法第八十三条第三項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同法第八十四条第一項中「障害者支援施設」とあるのは「障害者支援施設(都道府県が設置するものを除く。次項において同じ。)」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第三十三条第一項中「支給認定障害者等」とあるのは「支給認定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る者を除く。)」と、同令第四十三条の七第一項中「市町村」とあるのは「中核市以外の市町村」と、同条第二項中「市町村長」とあるのは「市町村長(中核市の市長を除く。)」とする